

小林市立三松小学校いじめ防止基本方針の概要

<いじめ問題への学校の目標>

- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図る取組に努めます。
- いじめを受けている児童をしっかりと守ります。
- いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- 本校からのいじめの一扫を目指します。

【コスモス委員会(いじめ・不登校対策委員会)】

(活動) ○ 学校いじめ防止基本方針作成・見直し ○ いじめ防止等に関する年間指導計画の作成
 ○ 校内研修会の企画・立案 ○ 「コスモスアンケート」の結果、報告等の情報の整理・分析
 ○ いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定 ○ 要配慮児童への支援方針決定

(構成) 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、関係職員

家庭との連携

- ・参観日、家庭訪問
- ・PTA総会、役員会
- ・アンケート調査

学校の取組

【未然防止】

- 児童が主体となった活動の充実
- 体験活動を活用した人間関係づくり
- 自己有用感を育む授業づくり

【早期発見】

- 無記名アンケートの実施
- hyper QU テストの実施
- 定期的な教育相談週間の設定
- いじめ相談窓口の周知

【措置】

- 被害者、加害者等への適切なケア及び指導
- 職員の情報共有と組織的な対応、再発防止

【重大事態への対処】

- 市教育委員会への報告(事実確認)
- 警察署等との連携

市・県教育委員会との連携

- ・報告、連絡、相談
- ・指導主事の要請・派遣
- ・専門家委員会の活用

地域との連携

- ・学校運営協議会
- ・学校公開
- ・ホームページ掲載
- ・スポーツ少年団
- ・見守り隊

関係機関等との連携

- ・警察署
- ・児童相談所
- ・子育て支援課(家庭児童相談室)
- ・医療
- ・臨床心理士やSSW

<いじめ防止年間指導計画>

	いじめ防止のための措置		いじめの早期発見の措置	その他
	児童が主体となった活動	教職員が主体となった活動	対策委員会が主体となった活動	
4月	○歓迎集会	○PTA総会での説明	○年間の活動計画の検討 ○アンケート調査・分析①	
5月	○なかよし集会 ○運動会の練習による異学年交流	○教育相談週間の設定①	○アンケート調査・分析②	
6月		○教職員相互の授業研究会の実施	○アンケート調査・分析③	○学校運営協議会
7月		○教職員の意識調査①	○1学期前半の取組の総括・1学期半に向けての確認 ○アンケート調査・分析④	
8月		○保護者対象の研修会		
9月		○教育相談週間の設定②	○アンケート調査・分析⑤	
10月	○集団宿泊学習における交流		○1学期の取組の総括・2学期に向けての確認 ○アンケート調査・分析⑥	○学校運営協議会
11月	○秋の遠足での交流 ○修学旅行での交流		○アンケート調査・分析⑦	
12月		○教職員の意識調査② ○人権教育週間の設定 ○人権教育授業研究会(小中合同)	○県一斉アンケート調査 ○2学期前半の取組の総括・2学期後半に向けての確認 ○アンケート調査・分析⑧	
1月			○アンケート調査・分析⑨	
2月			○アンケート調査・分析⑩	○学校運営協議会
3月	○お別れ遠足での異学年交流	○教職員の意識調査③	○アンケート調査・分析⑪ ○年間の取組の総括・次年度に向けての確認 ○次年度へ向けての引き継ぎ	
通年	○ボランティア活動の推進 ○学級活動での話し合い活動の実施 ○縦割り清掃活動の実施 ○クラブ活動での交流	○一人一人の実態に応じた分かる授業の展開	○児童の発するサインの作成と共有 ○職員会議での情報共有 ○過去のいじめ事例の蓄積	○警察署等との連携
月1回	○委員会活動の実施	○コスモス委員会 ○教育相談週間の設定 ○校内研修	○悩みアンケート週間の実施 ○「コスモス委員会」(いじめ・不登校対策委員会)の実施	○市教育委員会への報告
学期1回		○道徳教育や情報モラル教育の時間設定 ○学校通信によるいじめ防止活動の報告		